

令和5年第 9回
総 会
9月

白井市農業委員会会議録

令和5年9月5日 開会

令和5年9月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和5年9月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月21日木曜日
- ・事前審査会(案) 9月28日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 10月6日金曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、本日は暑い中、9月の総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

まだまだ暑い日が続きますので、皆さんの体調面を管理していただきたいと思います。
ですので、よろしくお願いします。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席
委員が過半数に達したため、これより令和5年9月定例総会を開会いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、岩井聡明委員、1番、海老原菊夫委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについてを議
題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和5年9月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、名内字新山の1筆です。

地目は畑、現況も畑でございます。

面積は8,174平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は生産緑地解除申請のため。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 議案第1号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

続きまして、議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

5ページを御覧ください。

議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について白井市長より、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、別紙のとおり諮問がありましたので提出いたします。

令和5年9月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

次ページにつきましては、白井市長から農業委員会会長あての諮問書になります。

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、担当の課長のほうからの説明になります。

よろしくお願いします。

金井産業振興課長

それでは、産業振興課の金井です。

私のほうから説明をさせていただきます。

基本構想とよく言っているものなのですが、正式名称は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想となります。

構想の計画の内容なのですが、地域において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、これは認定農業者の方は御存じかと思いますが、5年後の目標となるものや、農地の利用集積の目標、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援措置の在り方等についてを示した計画が、この基本構想になります。

令和5年の4月1日に農業経営基盤強化促進法、構想の基になる法律になりますけれども、こちらが改正されまして、施行されて千葉県が策定する基本方針、上位計画になりますけれども、こちらが5年の6月に変更されました。

それに伴いまして、市の基本構想も変更することになるのですが、法律の条文で、農業委員会及び農協等の意見を伺うということになっていますので、今回の総会のほうに提出させていただきました。

意見を伺った後には、千葉県の同意をいただいて、公告を行う予定となっております。

このようなことから、今回は構想の変更に伴う意見を伺いたいと思っております。

構想の変更点につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱に示されているため、それを参考に前構想から追加、削除を行っています。

簡単にですが、主な追加、削除の項目について説明をさせていただければと思います。

一応、構想案と新旧対照表というものを、横組みの資料を事前にお配りしているかと思うのですが、新旧対照表のほうが見やすいと思いますので、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思います。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、5ページになります。

この3に、効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標。

これは、俗に言う認定農業者の5年後の目標になる数値になります。

一経営体当たりの具体的な育成目標の表中、年間農業所得550万円程度を、効率的かつ安定的な農業経営体、年間農業所得520万円程度に変更になります。

続きまして、青年等就農者、年間農業所得250万円程度が、新たに農業経営を営も

うとする青年等、270万円程度へ変更しています。

続きまして、両経営体の年間労働時間が、旧は1,800時間以下だったのですが、そこから、1,800時間から2,000時間程度へ変更しております。

この金額及び時間につきましては、県の基本的な考え方として、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間所得として定めた基本方針、こちらの県の数字と同様の数字に変更しています。

続きまして、新旧対照表の6ページ。

4番、白井市における地域農業の推進内容です。

農業経営基盤強化促進法の改正は令和4年の5月で、令和5年の4月に施行されて、人・農地プランから、地域計画の策定に変わったことから、名称のほうを変えたものでございます。

続きまして、7ページです。

第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標。

8ページ以降に各農業類型が示されておりますけれども、この7ページから16ページの中で、前構想の中に、営農類型の追加、修正等を行いまして、新たにネギを中心とした露地野菜、水稻を追加しております。

追加したものについては、10ページと11ページ。

第2の2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標。

こちらは新規就農のことになります。

こちらについても、先ほどの類型と同じように、新たにネギを中心とした露地野菜、水稻を追加しています。

新旧対照表で、右側で新設と書かれているところがあるかと思うのですが、それが追加したものになります。

続きまして、新旧対照表の27ページ。

第3の第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項ということがありますが、こちらにつきましては、1の農業を担う者の確保及び育成の考え方以降、2、3、4とあるのですが、その項目が丸々新規に追加しております。

続きまして、28ページ。

第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標の、

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標が、こちら、実際に載っているのは29ページです。表中に、旧のほうは56パーセントとあったのですが、千葉県の基本方針に合わせまして、60パーセントになりました。

続きまして、同じページの第5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項。こちらにつきましては、第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条は法律の条項です、第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事項に関する事項、千葉県の基本方針に地域計画推進事業というのが追加されました。

こちらのほうを新たに追加しております。

第5の一番下のほうの①、②③のところでは。

こちら、①が追加になって、③が削除です。

今まで農地の貸し借りで行ってまいりました、農地利用集積円滑化事業。

こちらのほうは農地中間管理事業へ全て移行するために、集積化事業での貸し借りはなくなりますので、削除することになります。

同様に、利用権設定等促進事業、こちらのほうも全て農地中間管理事業のほうに集約されるために、この文言についても全て削除という形になります。

主な変更内容については、以上となります。

今回の構想なのですが、9月中に策定する目標としておりますので、資料につきましてはあらかじめお配りしておりますので、可能であればこの場で意見をいただければと思います。

よろしくお願いします。

中 村 会 長 ただいま、産業振興課より基本構想の説明がございましたが、御意見がある方は挙手をお願いします。

中 嶋 委 員 すみません、どこが変わったかを書面にしておりますか。

金井産業振興課長 新旧対照表に新しいほうと古いほうを並べて書かれているかと思うのですが、そこに線が引かれていると思うのですが、線が引かれている項目については、全て変更になったものです。

海老原菊夫委員 一ついいですか。

中 村 会 長 はい。

海老原菊夫委員 海老原です。

改めて聞きたいのですが、年間農業所得というのは、どこからどこまで入るのですか。売上から経費を引いて計算するのですか。

お願いします。

中 村 会 長 はい、どうぞ。

金井産業振興課長 所得につきましては、収入から必要経費を差し引いた分が所得になります。

海老原菊夫委員 もう一度お願いします。

金井産業振興課長 農業収入から必要経費を差し引いた分、これが農業所得になります。

海老原菊夫委員 減価償却はどうなるのですか。

金井産業振興課長 減価償却についても、必要経費になりますね。

海老原菊夫委員 必要経費になる。

金井産業振興課長 なります。

海老原菊夫委員 ということは、ほぼ純利益ということですね。

金井産業振興課長 そうです。

中 村 会 長 はい、どうぞ。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

こちらで新規就農と目標とされている人数とかあるのですが、白井市としてこれ上げていると思うのですけれども、白井市としてはどの作物に対してこの人数を考えているのか教えてもらいたいです。

中 村 会 長 はい、どうぞ。

金井産業振興課長 具体的に、確か10人と出ていたと思うのですけれども、10人のうち何人がこの作物でという、そういう細かいところまでは設定しておりません。

ただ、市の農業生産物を見ますと、やはり主には梨になりますので、10人のうち梨は、ある程度の人数は目標としていこうかなということでございます。

以上です。

伊藤 治委員 サポート体制として、白井市はやっぱり梨をサポートする技術にはたけていると思うのですが、ほかの作物、果樹でいえばブドウとかですと、恐らくサポートする体制も整わないし、知識も情報も少ないと思うので、そういうもの、ほかの作物でもやっぱり新規就農したいという方にはちょっと気をつけて、いろいろとデリケートに対応されたほうがいいかと思います。

以上です。

金井産業振興課長 ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございますか。

では、意見が出尽くしたようでございますので、これより、議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について、採決を行います。

原案どおり異議なしの方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 異議なし全員です。

議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について、原案のとおり異議なしとし、市長に回答することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局の今井です。

会議次第の4番の報告・協議等になりますが、1番の届出等事務局長専決決裁報告についてはございませんでした。

次に、2番、その他としまして、10月の事前審査会、総会の日程についてです。

申請受付の締切りが9月21日木曜日。

事前審査会が9月28日木曜日。

審査会につきましては、先月も同じだったのですが、第2班のほうで対応をお願いしたいと思います。

9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会につきましては、10月6日金曜日午後4時からとなります。

本庁舎2階災害対策室2、3になります。

以上でございます。

中村会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人